

日本国際看護学会 国際活動委員会 規程

第 1 条 (名称)

日本国際看護学会は、会則第 13 条にもとづき、理事会のもとに国際活動委員会（以下、委員会という）を置く。

第 2 条 (目的)

委員会は、国際活動の一環として、日本国際看護学会員が国際性をさらに養うために、国外の歴史、文化背景、医療・看護・福祉の現状と課題について理解することを推進する。日本国際看護学会員が海外での知見を得たうえで、日本における看護実践や国際看護教育、看護上の研究課題や国際協力活動等に活用することを支援する。

第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 国際看護を担う教育者、研究者のスタディツアーの企画と運営
- (2) 国際看護に関するイベントや交流会の企画と運営
- (3) 独立行政法人国際協力機構やボランティア団体との連携
- (4) 諸国の国際看護学会や研究者との連携

第 4 条 (構成)

委員会は、委員長 1 名を含む計 5 名程度で構成する。委員長には、理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は原則として 3 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員の過半数以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける。

第 7 条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

第 8 条 (その他)

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2019 年 1 月 1 日に改定する。